

完全マスター 各種法人の登記 Q & A (追補版)

—農業協同組合、医療法人、社会福祉法人、NPO法人の改正点追補—

目次

第1章 各種法人の登記総論追補	3
第1節 各種法人の設立と所轄庁の認可	4
Q1 設立における所轄庁等の設立の認可と定款の認可	4
Q2 設立について都道府県知事等の認可を要しない法人と担当行政庁	6
第2節 行政庁の「定款例」の位置づけ	6
Q1 行政庁の「定款例」とその法的根拠	6
Q2 行政庁の「定款例」と異なる定款を作成することは、許されるのでしょうか。	8
第2章 各種法人に関する改正点追補	9
第1節 農業協同組合等に関する改正点追補	10
Q1 農業協同組合、同連合会及び農事組合法人の数の推移	10
Q2 登記の根拠規定の改正	11
Q3 旧農業協同組合法、旧農業委員会等に関する法律に規定されていた法人の推移と登記の根拠規定	12
Q4 農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人のみなし解散	14
Q5 解散休眠組合の継続	15
Q6 農事組合法人にも行政庁はあるか	15
第2節 医療法人に関する改正点追補	16
Q1 医療法改正の主な目的は、何でしょうか。	16
Q2 地域医療連携推進法人とは、どのような法人でしょうか。	16
Q3 地域医療連携推進法人は、具体的に、どのような業務を営むのでしょうか。	17
Q4 「地域医療構想」とは、どのような構想でしょうか。	17
Q5 医療法人制度の見直しのうち「医療法人の経営の透明性の確保及びガバナンスの強化」には、どのようなものがあるのでしょうか。	18
Q6 医療法の改正により、医療法人にはどのような機関が設置されることになったのでしょうか。	18
Q7 厚生労働省の医療法人の「定款例」及び「寄附行為例」には、どのようなものがあるのでしょうか。	19
Q8 厚生労働省医政局の「 「 社団医療法人の定款例(平成19年医政発第0330049号) 」 の平成28年3月改正版	20

Q 9	医療法の改正と定款変更の要否	31
Q10	医療法改正後における理事長の選任の方法及びその任期	32
Q11	改正医療法施行時に在任する役員の任期	32
Q12	医療法人の役員の権利義務承継規定の新設と登記の取扱い	33
Q13	理事会の設置が必須となった改正医療法施行後において、理事の一部が変更した場合に、確実に理事長の重任登記をする方法	35
Q14	理事会議事録の署名者等について	35
Q15	社員総会議事録・評議員会議事録の署名者等	36
第3節	社会福祉法人に関する改正点追補	37
Q 1	社会福祉法改正の主な目的	37
Q 2	社会福祉法と定款変更時期	37
Q 3	社会福祉法人「定款準則」から「定款例」へ	38
Q 4	改正社会福祉法施行前に設立された社会福祉法人の定款変更の手続	38
Q 5	厚生労働省の「社会福祉法人制度改革における社会福祉法定款例」(案)	39
Q 6	社会福祉法の改正と社会福祉法人の機関	59
Q 7	社会福祉法人の役員である理事及び監事の選任の方法	59
Q 8	役員の任期	59
Q 9	改正社会福祉法施行後における社会福祉法人の代表権を有する者の資格及びその選定の方法	60
Q10	理事会議事録の署名者等	60
Q11	評議員会議事録の署名者等	61
Q12	改正社会福祉法と司法書士の留意点	62
第4節	特定非営利活動推進法人に関する改正点追補	63
Q 1	特定非営利活動推進法の改正	63
Q 2	登記に関する改正事項	63